

平成21年度(9月1日以降適用) 積算基準〔4 下水道〕 正誤表

頁	誤	正
<p>参考資料10</p>	<p>(立ち入り)</p> <p>第5条 請負者は家屋調査を円滑に実施するために監督員と協議のうえ、調査付近の住民等を対象に説明会を開く等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 請負者は家屋調査のために第三者の施設へ立ち入る場合、事前に調査日時を調査対象物件の所有者等に通知し承諾を受けるものとする。</p> <p>3 請負者は所有者等から家屋調査について承認を得られない場合及び所有者等が不明の場合、速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>4 請負者は家屋調査の立ち入りにあたり、身分を示す証明、腕章等を常に携帯し、所有者等の請求があった場合は、これを提示するとともに不快感を与えないよう、服装や言動にも十分注意しなければならない。</p> <p>(実施調査事項)</p> <p>第7条 請負者は、別表1の項目によって実施調査を行うものとする。</p>	<p>(立ち入り)</p> <p>第5条 請負者は家屋調査を円滑に実施するために監督員と協議のうえ、調査付近の住民等を対象に説明会を開く等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 請負者は家屋調査のために第三者の施設へ立ち入る場合、事前に調査日時を調査対象物件の所有者等に通知し承諾を受けるものとする。</p> <p>3 請負者は所有者等から家屋調査について承認を得られない場合及び所有者等が不明の場合、速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>4 請負者は家屋調査の立ち入りにあたり、身分を示す証明、腕章等を常に携帯し、所有者等の請求があった場合は、これを提示するとともに不快感を与えないよう、服装や言動にも十分注意しなければならない。</p> <p>(調査方法)</p> <p><u>第6条 調査は建築士法第5条第1項により登録された、建築士又は土地家屋調査士法第6条により登録された、土地家屋調査士が主任者として担当し、補助者には経験のある者をあてなければならない。</u></p> <p><u>2 建物調査は、1棟ごとに行うものとする。</u></p> <p><u>3 調査時に可能な限り関係者の立ち会いを求めるとともに、所有者に調査結果の確認を求めておかなければならない。</u></p> <p>(実施調査事項)</p> <p>第7条 請負者は、別表1の項目によって実施調査を行うものとする。</p>